

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第220号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月11日 03時00分ごろ	
発生場所	愛媛県大洲市 ^{おおす} 長浜港 ^{ながほま} 北防波堤灯台から真方位286° 8.6海里付近 (概位 北緯33° 39.6′ 東経132° 19.4′)	
事故等調査の経過	平成21年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 練習船 えひめ丸、499トン 136571、愛媛県 B 漁船 ^{せいえい} 盛栄丸、4.99トン EH3-22225（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級海技士（航海） A 一等航海士、三級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	B船長 右膝打撲及び挫創	
損傷	A 右舷船首及び船尾に擦過傷 B 船首部圧壊	
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、大洲市西方沖を約9ノット(kn)の速力で北東進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、約10knの速力で西進中、平成21年8月11日03時00分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、海上 平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、大洲市西方沖を航行中、一等航海士AがB船を視認したのち、反航船の見張りに注意を払い、B船に対する適切な見張りを行っていなかったため、衝突直前までB船の接近に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが前方の見張りを行っていなかったため、A船に気付かずに航行したのと考えられる。
原因	本事故は、夜間、大洲市西方沖において、A船が北東進中、B船が西進中、一等航海士AがB船に対する適切な見張りを行わずに航行し、また、船長Bが前方の見張りを行わずに航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	